

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

平成三十年八月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

平成三十年八月二十日

2 登録番号

十六

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社佐々木米穀店

2 代表者の氏名

佐々木 剛

3 主たる事務所の所在地

安芸高田市甲田町高田原一七八六番地二

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
新藤 祐二	三次市青河町一八二七番地	玄米
佐々木 剛	安芸高田市甲田町高田原一三六六番地五	玄米
奥平 具視	三次市上川立町二〇七七番地	玄米
宇江田 靖	安芸高田市吉田町吉田相合九五七番地	玄米
高橋 香織	安芸高田市甲田町高田原一七六八番地一	玄米